

オンラインでの届出について

開設許可(届出)事項中の一部を変更した場合、以下の変更についてはオンラインでの届出ができません。

オンラインでの届出が可能な事項は下記のとおりです。届出の内容により添付書類が異なりますので、届出前に保健所にご確認ください。

電子による申請・届出が可能な事項	開設者が法人 の場合	開設者が個人 の場合
開設者の住所及び氏名の変更	○	○
管理者の住所及び氏名の変更	○	○
診療所又は助産所の名称	○	○
診療所又は助産所の住居表示	○	○
診療所又は助産所の診療日時	○	○
診療科目	○	○
定款・寄付行為又は条例	○	—
診療所又は助産所の医療従事者の入退職	—	○

<注意事項>

- ・オンラインで届出をした場合、オンライン上で補正や修正ができません。入力や添付ファイルを間違えた場合、修正したい場合は「取下げ」の手続きが必要になります。
- ・オンラインで届出をした場合も、副本分については紙での提出（郵送可）が必要です（添付書類含む）。オンラインで届け出たものを一式出力の上、ご提出ください。郵送の場合は、必要料金分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。また、副本を郵送する場合は、副本の上部余白に「オンラインにて届出済み」と記載してください。
- ・その他ご不明な点につきましては保健所へお問合せください。

【オンライン届出】

届出を行う者（開設者）が個人か法人かによって、届出フォームが異なりますのでご注意ください。下記リンクをクリックすると届出フォーム（外部サイト）が開きます。届出フォームに届出及び添付書類等の電子ファイル（word もしくは PDF ファイル）をアップロードしていただきますので、各ファイルを事前にご準備のうえ、フォームの操作を始めてください。

法人開設の方はパソコン、個人開設の方はスマートフォン（もしくはパソコンとスマートフォンの併用）をご準備ください。

▼多摩府中保健所の届出フォームには以下からお進みください。

各種届出（法人用）(<https://logoform.jp/form/tmgform/937916>)

各種届出（個人用）(<https://logoform.jp/form/tmgform/937946>)